

『自己変革を遂げて躍動する 2013年版中小企業白書』

中小企業庁は2013年版中小企業白書をまとめた。50回の節目となる今回の白書は、中小企業・小規模事業者が変化する事業環境に合わせ、経営を変革させている現状を踏まえ、起業・創業、新事業展開、事業承継、情報技術の活用等に焦点を当てている。また、現在、小規模事業者に焦点を当てた中小企業政策の再構築を進めていることもあり、主要項目について小規模事業者とそれ以外の中小企業に区分し、それぞれの現状や課題を明らかにした。あわせて、特に小規模事業者の課題に対応した施策の在り方を究明したとしている。

事業承継をめぐる課題では、▽小規模事業者の廃業理由として、後継者難が大きな割合を占めている▽親族承継では、特に中規模企業で後継者養成、相続税関係が課題となっている▽親族以外の承継では、個人保証の引き継ぎや自社株式等の買い取りが課題となっている一と分析。情報技術の活用では、▽経営課題を解決するためにITの活用が必要と考える企業は多いが、特に小規模事業者では実際に導入した割合は半分に満たない▽ITを導入し、効果が得られている企業では、販売先数の増加等の成果が得られている▽経営課題の解決にITを活用して活躍する中小企業・小規模事業者が存在する一などと指摘している。



『25年度土地建物譲渡税制改正 国税庁がパンフレット』

国税庁は「個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の平成25年度税制改正のあらまし」と題するパンフレットをホームページに公開した。内容は25年3月30日付「所得税法等の一部を改正する法律」の主な改正の概要を掲載している。

パンフレットは【金融・証券税制の主な改正事項】【その他の主な改正事項】に2分類。【金融・証券税制の主な改正事項】はさらに「税率」「非課税」「金融所得一体課税」に分類した上で、それぞれの改正事項を紹介している。「税率」の項では、**上場株式等を譲渡した場合の税率が25年12月31日まで10%だったものが、26年1月1日以降、20%（所得税15%、住民税5%）に2倍に引き上げられる。**一方、【その他の主な改正事項】では「債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設」について、25年4月1日から、26年1月1日から、および28年1月1日からと、適用日の違いによって3分類した上で、改正内容を詳細に説明している。25年4月1日適用の項では、**中小企業者に該当する内国法人の取締役で、その法人の債務の保証人となっている者が、一定の要件に基づいて資産をその法人に贈与した場合には、みなし譲渡課税を適用しないという趣旨の改正**などを紹介している。